

## 「特許法施行規則の一部を改正する省令」について

平成 26 年 8 月  
特 許 庁

### 1. 改正の概要

微生物関連発明の特許出願にあたっては、明細書における記載要件の充足及び第三者による微生物材料へのアクセス確保のため、特許庁長官の指定する機関へ微生物を寄託することが法令上義務付けられている。

また、「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」（以下「ブダペスト条約」という。）の締約国については、締約国内の一つの国際寄託当局に微生物を寄託することで、締約国内において特許手続上の微生物寄託がなされたとみなされることとなっている。

今般、ブダペスト条約の締約国でない国（地域を含む。以下同じ。）であっても、所定の要件を満たす場合に、その国の寄託機関に微生物を寄託することで、特許手続上、我が国の微生物寄託機関に寄託したことと同等の効力を得られるようにするために、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号。以下「省令」という。）の改正を行う。

改正事項は以下のとおり。

#### (1) 省令の一部改正について

ブダペスト条約の締約国でない国であっても、我が国国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して我が国と同一の条件による手続を認めることとしている国であって、特許庁長官が指定する国については、その国の寄託機関に微生物を寄託することで、特許手続上、我が国の微生物寄託機関に寄託したことと同等の効力を得られるようにするために、省令第27条の2第1項の改正を行う。

#### (2) 経過措置について

省令第27条の2第1項は、「微生物に係る発明について特許出願しようとする者は、～を証明する書面を願書に添付しなければならない。」と規定しており、所定の証明書を「出願時」に添付すべき旨を定めた規定であり、規定の適用の判断の時期は「出願時」にある。

したがって、改正後の同項の規定は、施行後に「出願」する特許出願に適用され、施行前に「出願」された特許出願には適用されない。

この点を明確にするための経過措置を設ける。

### 2. 公布及び施行期日

公布：平成26年8月12日

施行：平成27年1月1日